

荘司泰男・一般質問（日本共産党） 1ページ

新井進・一般質問（日本共産党） 6ページ

岩田隆夫・一般質問（日本共産党） 13ページ

松尾孝・一般質問（日本共産党） 20ページ

●荘司泰男府議の行った一般質問の概要をご紹介します。

荘司泰男（日本共産党、右京区選出、2001、2、28）

【荘司泰男】

日本共産党の荘司泰男です。府政に関連して数点について、知事並びに関係理事者に質問いたします。

住民の生活を犠牲にするJR関西本線のダイヤ改正等

質問の第一は、JR関西本線のダイヤ改正についてであります。JR西日本は、3月3日からのダイヤ改正で、関西本線の加茂、亀山間について採算が合わないことを理由に、一方的に住民サービスの切り捨てと、職員のリストラを行おうとしています。

今回のダイヤ改正で、まず第一に列車本数を現行の一日62便から、一挙に12便も削り50便とする。第二に効率的な保守点検作業をするためとの理由で、毎月第4土曜日は朝10時から午後4時までの6時間は上下合わせて10便の列車を止める。さらに、現在有人駅の笠置駅は無人工化するということです。

私は先日、沿線住民の皆さんや自治体関係者と会って、今回のダイヤ改正問題をどう受け止めておられるかを伺ってきました。これまでから夜は1時間に1本、最終列車が11時過ぎということで、加茂駅まで家用車で通う人が増えた、このうえさらに不便になれば乗客が減るのが当然、JRは関西本線を廃止するつもりなのか、長年こたわって沿線住民が進めてきた、複線電化居魚の取り組みを大きく後退させるものだと、皆さんがこぞって怒りの声をあげておられました。

また第4土曜日の運材については、町として、村として大きな打撃だ、観光スケジュール的にも10時から4時を抜かれると、観光客が激減することになる。観光客が加茂や亀山駅で夕方まで待って、とほは言えない。保守点検作業を、中間時間帯に列車を止めてやるなど聞いたことがない、企業の責任で消化すべきものを、乗客に犠牲を押し付けているのはおかしいと厳しい指摘もありました。帰りの汽車がなかったら、病院も行けないというお年寄りの声や、私学に通う生徒たちの私学は土曜が休みではないとか、公立に通う生徒のクラブ活動ができなくなるなどの声は、JRに頼らざるを得ない人たちの悲痛な声であります。

自治体関係者の皆さんはこの間、JRを使おうと呼びかけるなど常に宣伝広報活動で協力、固定客の確保のために、民間のニュータウン計画こそ便宜を図る、またお年寄りの利用こそ半額補助をする、無人駅の維持管理のために自治体予算を組むなど、可能な限りの努力をしてきた。にもかかわらずダイヤ改正の計画案が決まり、実質的に組み替えが不可能な時点になって、一方的改正通告をするようなやり方は議論に反するとの怒りの声も出されていました。

知事はダイヤ改正の撤回を求めるべき

そこで伺います。知事は今回のダイヤ改正の中身を、いつの時点でお知りになったのか、この内容をどう受け止められ、具体的にどのような行動を起こしてこられたのか、まずこの点についてお尋ね致します。

さて、JRには公共交通機関として果たすべき大きな役割があります。ところが民営化以後、JR西日本は年間利益を最低でも400億円以上はあげることが目標と、職員にハッパをかきつけているとのことであり、そのために不採算部門の切り捨ては、当然のこととして露骨に進められています。例えば鉄道線も区間を細かく分けて、それぞれの区間を独立採算制とし、不採算部門の切り捨てを進めてきました。今回の関西本線の場合も、加茂、亀山間を「亀山鉄道部」として独立採算制を取っているところから起きていることです。

新幹線などもうかっている部門と合わせて、JR西日本全体での経営を考えるなら、過疎地域など不採算部門のマイナスは十分解消できるし、又それが公共交通確保のために、国民の財産を受け継いだJRの果たすべき社会的使命だと考えます。

国民の足の確保を重要な仕事とする国土交通省は、高齢者など弱者の安全、足の確保のためにJRを指導する責任があります。本府は過疎地域の公共交通を確保するために、国がJRに対して責務を果たすように指導することを強く求めるべきであります。どうされますか、お尋ねします。

また本府自身としても、JRに対してお願いするばかりでなく、今回の関西本線のダイヤ改正による一連の改悪に対しては、撤回を強く要求するべきであります。知事は常々府域の均衡ある発展を言ってこられました。13年度予算では総事業費270億円をかけて進めようとする、山陰線復線化事業の調査費1億円が提案されています。又、これまで取り組んだ舞鶴線の複線電化では、40億円の事業費は舞鶴市が27億円、綾部市が3億円、京都府は10億円を負担し、JRの負担はゼロであります。駅舎の整備にしても、JRの負担はわずかです。せめて、月一回の保守点検を、夜間に行うための必要経費ぐらいは負担して下さい、週末土曜日の列車を止めないようして下さいという程度の改善を求めるだけの根拠があると考えますが、いかがですか。知事の見解をお示下さい。

【企画調整部長】 これまでから、沿線町村とともに、JR西日本に対して、その整備を要請してきている。平成6年には、新しい高性能ディーゼル車両の導入とあわせて、ダイヤ改正がこなされたことにより、大幅な列車増発や利用時間が短縮され、利便性の向上がはかられた。

しかし、加茂川以東の利用客が年々減少していることから、昨年10月、京都府、三重県及び沿線町村に対して、列車体制等の見直しについて説明があったところである。京都府としては、地域住民の方々の利便性を確保するためにも、関係町村とともにJRに対し要請をおこなってきているところである。いずれにしても、今後とも機会あるごとに、利便性の確保について努力したいと考えている。

JRバス加茂営業所廃止計画は重大、存続・地域の足を守る対策を

【社司泰男】

さて府南部の公共交通機関を巡っては、列車重行の問題と合わせて、JRバスの廃止が重大な問題となっています。昨年5月に「道省重送法の一部を改正する法律」が共産党、社民党以外の党、会派の賛成で成立したことはご存知のとおりであります。これによりバス路線の廃止が認可制から事前届出制となり、来年4月から、6カ月前に届出をすれば、赤字路線もバス会社の都合で廃止できることになりました。

当時、私たちが危惧し、指摘したとおり、早速、西日本JRバスが、来年4月に加茂営業所を廃止する計画を明らかにしました。この結果、加茂を中心とする11系等のバスが廃止となり、とりわけ鉄道の少ない、JRバスが唯一の公共交通機関である和束町では、通学のため毎日乗車する高校生の足として、病院への通院、買い物など、バス以外に移動手段を持たない高齢者にとって、廃止は深刻な問題であり、町を挙げて存続の運動が起っています。

バス路線廃止の問題について旧運輸省の政策審議会は「地域の実情や住民のニーズに通じている自治体が、主体的に判断することが適切であり、公的補助も地方公共団体中心となって対応することが適当」と述べ、国の責任を放棄するばかりか、財政的負担も地方に押し付けようとしています。また「都道府県、関係市町村、事業者、運輸省をメンバーとして「地域協議会」を設置して協議することが適当」と言いながら「地域協議会の協議の結果は、事業者の経営判断を束縛するものでない」としています。結局は、存続させたいなら自治体が補助金を出して、バス会社にお願いをしなさいということになります。

高齢者や子供たちの足を奪い、過剰に二層の拍車をかける規制緩和の道を開く、改正法で賛成した自民、公明、保守に加えて、民主、自由など各党の責任極めて重いものがあります。改めて、民生届出にかかわる過疎バスを廃止対象から外すなど、国の責任で過疎地域の公共交通機関の確保をするよう、強く求めるべきであります。合わせて、単に廃止をくい止めるにとどまらず、利便性の向上や、料金を低く押さえるなど、過疎地域住民の生活向上のために、府の積極的な役割を強めることも必要です。過疎地域の足を守るため、知事の積極的な答弁を求めます。

【企画調整部長】 地方バス路線は、通院や通学等の地域住民の足として、非常に重要な役割を担っていることから、国の補助制度に加え、府の単独制度も設けて、その維持・確保に積極的に努めてきたところである。また、地方バス路線の維持・確保方策の確立などについて、国に対してもその責務を果たしていただくよう、強く要望も重ねてきたところである。

なお、今回の西日本JRバス加茂営業所の廃止等については、JRバスからも報告を受け、本府としても路線の継続を強く申し入れている。また、今後の地域における生活交通のあり方などについて、本府並びに国、市町村などの関係者による地域協議会を設置して、協議するなかで、地方バス路線の維持・確保が図られるよう、引き続き努力していきたい。

駅ホームの安全対策をーJR京都駅の要員削減中止、転落防止対策等の強化を、私鉄の対策も

【社司泰男】

次に鉄道の駅ホームの安全対策について伺います。去る1月26日、東京の山手線新大久保駅での事故は、全国に大きな衝撃を与えました。2人の男性乗客の尊厳を無視したことのためにも、この際、改めて駅ホームの安全対策の強化をはかることが必要ではないでしょうか。

まずJRについてですが、京都駅の状況を見ても大変です。先日わか党議員団として調査致しましたが、転落を知らせる検知マットはなし、非常ボタンもあの長いホームに2カ所、しかも一般乗客ですぐ分かる場所ではなく、いざというときに役立つためのです。特に問題なのはホーム要員の配置です。現在は1名が配置され、ラッシュ時には学生のアルバイトがつかいますが、ホームの安全確保は甚だしい状態です。この背景は先にも触れましたように、分割民営化以来、徹底した人減らし合理化を進めてきた、JRの利益最優先の経営姿勢があることは明白です。

分割民営化された1986年に373人いた京都駅の職員は現在、206人と半分近くになっており、その中でホーム要員が6人、しかも他の仕事との兼務という事態になっています。そのうえ、この3月のダイヤ改正時に、ホーム要員がさらに減らされるというのです。

先日支社を訪れ、いろいろ伺いましたが、担当者は「勉強中」として減員を否定しませんでした。聞くところによると3号ホーム、つまり大阪行き4番、5番ホームがその対象だと言うのです。この下りホームは「普通」「快速」「新快速」が4分間隔で発着し、乗降客の最も多いホームです。このホームで要員の削減するのは、安全対策を放棄するものと言わねばなりません。

全国的な転落事故が頻りに頻りに起こっており、国土交通省の発表でも、この2年半にJR、私鉄合わせて全国で132件の転落事故が起こっているとしています。国土交通省は先の転落事故後、全国の主要な鉄道の駅ホームについて調査を行い、関係各社に安全対策の強化を指示していますが、京都府としても当然、必要な措置を講じる必要があります。

そこで知事伺います。まずJR京都駅のホーム要員削減についてはその中止を、また、必要な箇所への検知マットの設置、非常ベルの増設と有効活用、転落した場合の逃げ場の確保など、必要な対策を講ずるよう要請していただきたいと考えます。

合わせて私鉄各社についても、安全対策の状況を把握し、一層の強化を要請すべきと考えます。さらにKTRの現状はどうなっていますか、直接ご責任を持つ京都府として、安全対策の万全を期すべきと考えますが、合わせてお答え下さい。

【企画部長】 駅ホームの安全対策であるが、JRや私鉄各社に対しては、列車の非常停止ボタンや転落検知マットの設置及び退避スペースの確保など、安全対策の実施については、近畿運輸局長から通達が出されている。鉄道事業者においては、運転本数の多いプラットホームなどを対象に、今後、整備計画を策定し、計画的に整備されると伺っており、京都駅についても同様の状況と聞いている。

また、北近畿タンゴ鉄道については、通達に基づく整備対象駅は無いが、十分、安全には留意するよう徹底を図っている旨、承知している。今後とも、安全対策の充実について努力していきたい。

消費者や小売業者に負担を強いる家電リサイクル法

市町村も対応に苦慮

【石原康男】

次に、家電リサイクル法の施行にかかわってお尋ね致します。

4月1日からの施行が目前に迫っていますが、既こさまざまな問題、苦情が消費者、小売店の皆さんから寄せられており、マスコミでも問題点を指摘しています。

この家電リサイクル法では、家庭用機器のエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品目を廃棄物として排出さ

れた場合に、家電メーカーが引き取ってリサイクルすることを義務づけました。しかし、この法律は「役割分担」として消費者にリサイクル費用を負担させるなど、重大な問題点があります。消費者が使用済みの家電製品を引き取ってもらう段階で支払うリサイクル料金は、昨年9月に家電メーカーが公表したもので、冷蔵庫4600円、エアコン3500円、テレビ2700円、洗濯機2400円となっています。

これまで家電製品を小売店や自治体が引き取る場合には、有料でも千円程度がほとんどで、これと比べても消費者の負担は大幅に増加することになります。しかも小売業者は、収集した家電4品目を家電メーカーや製作者に引き渡す「指定場所」に持ち込むわけですが、この収集、運搬の料金は、引き取った廃棄家電をメーカーに渡す義務を負っている小売業者や、自治体が別途決定することになっており、消費者にとっては更なる負担が加わってくるようになります。又、多くのマスコミや識者が指摘していますが、この負担の増加から電化製品の不法投棄が増えることが予想されます。これは、大型ゴミの収集を有料化したどの自治体でも不法投棄が大きな問題になっているのを見てもあきらかです。

小売店の方からは、「これまでも店先で夜中のうちに使用済みの電化製品を捨てられ困っていたが、4月からはこれがさらに増えるだろう。この処理にかかるリサイクル料や運送経費は、この法律では自分たちが負担しなければならぬ。そうなったら死語問題ですよ」と怒りの声を寄せておられます。また小売店にとっては営業面からも深刻です。話を伺った小売店の方は「店頭の値引き交渉の中で、量販店がリサイクル料を値引きすればもう太刀打ちできない」「量販店も運搬料を取ってもその分価格を値引きして販売するのであれば」「運搬ルートを持つ大型店と、自分で遠方の「指定取所」まで少ない人手で時間をかけて運ぶ必要はない。我々では勝負にならない。どちらにしてもこの法律で、少なからず小売店が廃業を食い込まれるのでは」と切実な話をされました。

一方、ゴミ処理の責任を負っている市町村は、不法投棄された4品目を収集してリサイクル法の定めるメーカーの指定場所まで運ぶうえ、リサイクル料まで支払わなければならないかもしれません。このために、又、新たに莫大な税金が使われることになります。神戸市では既に億単位の処理料金を予算確保しているということです。府下の自治体でも、いま、この家電リサイクル法に対して、さまざまな対応がされようとしています。

船井、北桑田郡8町のごみ収集と焼却事業を担う船井衛生管理組合は、使用済み家電の収集料を独自に安く設定して、民間リサイクル施設に委託することを決定しています。これに対して環境省は「廃棄家電は、廃棄物処理法より地方自治体に裁量権があり、独自収集が法的に問題なし」としています。家電リサイクル法の施行を目前にして、一般廃棄物としての処理を是とする環境省の見解が注されるも、一般廃棄物扱いの処理が、明らかに安い値段で処理できるとなれば、消費者にとってはメリットであり、不法投棄ご苦しみ、新たな税負担を強られる自治体にとっても、財政負担の軽減につながるメリットがあります。しかし、一般廃棄物扱いで処理することになると、家電リサイクル法の本来の目的が後景に押しやられる危険があります。

そもそもこの法律の本来の狙いは、リサイクル料金をメーカーに負担させることにより、結果的にはリサイクルしやすい製品を作らせること、つまりメーカーに製造者責任を負わせ、使い終わったときのことを考えて素材を選び、設計、製品開発、製造に当たらせるというところにあります。ところが販売価格にリサイクル費用を上乗せするのでなく、消費者に負担を押し付けるため、結果的にはリサイクルにつながらず、小売業者への負担増、不法投棄の急増、自治体の負担増の悪循環をおこす、全くの悪法になっています。

既に欧州各国では、メーカーに対する製造責任を徹底し、リサイクル費用をメーカーに負担させる立場をとっています。昨年6月に採択されたEUの「家電機電子機器指令」は「家電機電子機器を返却する消費者から費用を取ってはいけない」と決定しています。日本でもこの方向でこそ実行あるリサイクル社会の建設ができるのではないのでしょうか。

製造責任を明確にした抜本的法改正を要求せよ

【荏同泰男】

そこでお尋ねします。昨年10月、名古屋市議会は「家電リサイクル法に関する意見書」を全会派一致で可決し、「消費者の小売業者への引き渡しを容易にするために、引き取り・リサイクルにかかる費用を製品購入時の価格に上乗せするよう再検討すること」を国に要求しました。府民はもとより、府下の自治体でも新たな財政負担で怒りの声が上がっています。

本府としても、消費者、小売店への負担増ではなく、メーカーの製造責任を明確にする抜本的な「家電リサイクル法」の改善のため再検討をするよう、国に対して求めるべきではありませんか。「人と自然が共生する循環型社会」をめざす計画を掲げられた知事として、いかに対処していただけるお考えか、お聞かせ下さい。以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【知事】 製造メーカー、小売店、消費者が、それぞれの役割を分担することにより、家電製品のリサイクルを推進するものであると認識している。このため京都府においては、この制度が円滑に実施されるよう、関係者との協議、調整をおこなうとともに、国に対して、近畿ブロック知事会などを通じ、製造メーカーへの指導の徹底や、地方公共団体で新たな負担が生じることのないよう、適切な措置を講じることを要望してきたところである。

家電製品のリサイクルについては、まずこの新しい制度を着実に実施することが重要であると考えているが、国においては法施行5年後に制度の見直しを検討することにしており、実施状況も見極めながら、国に対して必要な要望をおこなってきたいと考えている。

また、循環型社会の形成については、廃棄物の発生抑制・リデュース、再利用・リユース、再生利用・リサイクルの3Rの推進が重要であるところから、家電製品のリサイクルも、その一環として、循環型社会形成計画において検討していきたい。

●新井進府議の行った一般質問の概要をご紹介します。

新井 進（日本共産党・北区）2001・2・28

日本共産党の新井進です。先に通告しております数点について、知事ならびに関係理事者に質問をいたします。

青年が夢と希望もち働ける環境づくりは社会全体の責任

【新井進】

質問の第1は、青年対策についてです。

「新しい京都府総合計画」のなかでも「青少年が夢を持てる社会づくり」が掲げられていますが、私は、まず、青年にとって、いま大きな問題になっている雇用の問題についてお伺いいたします。

雇用・失業問題は、社会全体にとって極めて重要な課題となっていますが、その中でも青年の雇用問題は、とりわけ深刻です。失業率は、全階層で4・8%ですが、15歳から24歳までの青年では9・2%と、ほぼ2倍です。さらに、学卒者の求人状況も、京都の高校卒で5年前に8282人あった求人が、今年度は3587人と43%へと大幅に減少

しています。

大学卒業生も、2人に1人が就職できない状況で、大学の就職指導でも、1番に「自分の希望を捨てないと就職できない」と、希望を捨てることが求められているのです。

学んだことを生かし、働きたいと、夢と希望に燃えて社会へのスタート台についたところで、夢と希望が奪われてしまう、これが現実となっているのです。

しかも、就職している青年も、あるラーメンのチェーン店で働く青年は、毎日14時間も働かされ、サービス残業はあたりまえ、仕事が終わるのは連日深夜12時を回る。月収は20万円以下でボーナスもなしという状況で、「これ以上は体が持たない」と職場をやめざるを得ない事態や、勤めていた会社が倒産し、再就職先を探しても定職が見つからず、フリーターとして働かざるを得ないなど深刻な状況です。フリーターの青年が多いのは「遊びたいため」という人がいますが、アンケート調査では「フリーターをやめて定職につきたい」としているのが3分の2を占めています。

青年が希望を持って社会のために働けるようにすること。そのためにも、青年の雇用をどう拡大するか、若い力を社会に生かすためにどうするか、社会全体の問題です。

このような深刻な雇用状況を作り出している最大の原因は、90年代に政府と財界によって、民間、公務員を問わず徹底したリストラと採用抑制を進めた結果にあることは明らかです。このリストラ政策をやめ、違法なサービス残業や過労死・過労自殺を生むような長時間・過密労働を改善し、フランスなどで行われているように労働時間の短縮で、雇用を拡大し、青年に働く場を提供することが、いま企業に求められています。

雇用問題財界系のシンクタンク・社会経済生産性本部も「サービス残業」をなくせば、90万人分の新たな雇用が生まれ、残業をゼロにすれば170万人、合わせて260万人の雇用が生まれると指摘しています。中央労働基準審議会も、政府に対し「サービス残業」問題で「労働時間の厳密な管理を使用者に義務付ける措置を取るべき」という建議を行っています。違法なサービス残業の根絶は、労働者の権利を守る上で、当然のことですが、今日では、雇用拡大のためにも政治が取り組むべき重要な課題です。この解決のためには、企業の「サービス残業のやらせ得」を許さないため「サービス残業根絶法」など、実行ある措置をとるよう、国に強く求めるべきだと考えます。いかがですか。

雇用問題また、企業が、採用抑制を長く続けることにより、産業や企業に若い世代の労働者がいなくなって、仕事や技術が受け継がれなくなるという、重大な問題も起こっています。知事も、府内の大手企業に対し、サービス残業や長時間過密労働をなくし、産業や企業の長期的視野にたった青年の雇用対策を立て、新規雇用を拡大するよう、企業に求めるべきです。いかがですか。青年の雇用拡大への知事の見解と決意をお聞かせください。

【府民労働部長】若年者の雇用を取り巻く環境が厳しい中、京都府では荒巻知事を先頭に府内の経済団体に対して求人要請を行うとともに、新規学卒者や学卒未就職向け就職面接会を年3回実施するなど、積極的な取り組みをおこなっているところです。

激減する府職員・教員採用は、地域にも重大な影響

【新井進】行政の直接の責任も大きいものがあります。それは、自治体や教職員の採用抑制の問題です。京都府内の高校生の就職状況では、10年前には、京都の高校を卒業して、公務員になった青年は241人でしたが、昨年度は、84人と3分の1に減っています。

大学卒業生の場合も、1992年に比べ、公務員、教員とも半減しています。府職員の採用も、上級、初級、公立学校職員、警察事務あわせて、1990年には、205人であったのが、昨年度、35人とわずか15%に激減し、教員も255人が、たった38人です。

この公務関係の採用抑制は、地域にも重大な影響を与えています。これまで、北部地域や中山間地では、その地域に住み、地域の担い手となっている青年の多くは役場や農協、そして学校で働く青年が、大きな役割を果たしてきました。ところが、最近では、この役場や農協、教員の採用が軒並みなくなるか、極端に抑制されたことから、農山村での家庭の後継ぎがいなくなったと言うだけでなく、地域社会の担い手がいなく、こういう事態を生んでいるのです。これは地域の発展に責任を負う自治体としても深刻な問題です。

この改善は、地域社会の維持のためにもきわめて重要です。教員でいえば、30人学級の実現、専科教員の確保など、教職員の増員の課題はたくさんあります。また、自治体でも、介護保険をはじめとする福祉分野や環境対策の強化、さらにはIT時代に対応した若い技術者が求められ、消防職員や保健婦などは不足をしています。

いま、地方自治体が、単に財政問題だけから、採用抑制・リストラしか考えないなら、近い将来、地域社会にとって深刻な事態をまねくことは明らかです。公務員や教員のリストラと極端な採用抑制をやめ、青年の雇用問題の解決、地域づくりのために、府としても積極的に対応するとともに、市町村にも、そうした角度からの再検討を求めるべきではありませんか。いかがですか。お答えください。

【知事公室長】行政改革を進める中での採用抑制については、現下の厳しい財政状況の中で新たな府民ニーズや行政課題に対応し、新世紀にふさわしい京都府づくりを進めていくためには、行財政改革を推進し、より簡素で効率的な執行体制を確立することが不可欠であると考えているところであります。職員の新規採用につきまして、第2次新しい行政推進大綱に掲げた定員適正化計画の実行に加え、職員の年齢構成上退職者が少ない状況にあるということから、ここ数年、小規模になっているところでありますが、新しい行政課題に対応するために必要な人員については確保している所であります。なお市町村職員の採用につきましては、地域の実情に即した施策を効果的に実現する観点から、市町村長の判断により計画的に行われているものと認識をいたしております。策としては困難な旨、答弁されているところでございます。

後継者育成資金の廃止をやめ、伝統産業に若い力を

【新井進】

さらに、京都は伝統産業・伝統工芸品がたくさんあり、京都の宝です。ところが、その多くが、後継者がほとんどいないという状況です。しかし、いま青年が伝統産業分野で働くことをのぞんでいないのかといえば、府の陶工高等技術専門校でも、定数60人に対し、毎年200人前後の応募があり、伝統工芸専門学校でも、毎年多くの生徒が応募し、2百数十人が学んでいます。問題は、こうして伝統工芸に関心を持ち、その分野で働きたいとのぞんでも、伝統産業は、長引く不況のもとで、新たな人を雇い入れ、生活を保障するだけの力がないということです。これらの専門校を卒業し、就職しても、1人前になるまではせいぜい10万円程度しか給与が出ない、出せない。これでは、伝統産業で働きたいと

思っても、生活できないという状況です。一方では「後継者がいない」、他方では「働くことが出来ない」、このミスマッチを解決する責任が行政にあります。

伝統産業の後継者を育てるためにも、青年の雇用拡大のためにも、この分野で働く青年への府としての支援策を強めるべきです。これまでも指摘してきましたが、伝統工芸の育成に力を入れている石川県では、伝統工芸の後継者には、毎月5万円、希少な技術の後継者には12万円の助成を3年間行っています。

ところが本府は、これまで伝統工芸の後継者育成の一環として、後継者に年額30万円支給してきた「伝統的工芸技術修得奨励事業」を、来年度から、廃止しようとしています。まったくひどい話です。これでは、世界に誇る京都の伝統工芸を知事はどう考えているのかと言わなければなりません。なぜ、いま伝統工芸の後継者育成資金は廃止なのか、お答えください。

伝統工芸品が全国一たくさんある京都でこそ、青年がこの分野でも、若い力を生かし、生きいきと働けるようにすることが必要なではありませんか。いかがですか。

【商工部長】 この事業は、全国の伝統的工芸品産地などで構成される「財団法人伝統的工芸品産業振興協会」が事業主体として取り組んできた事業で、各府県が分担金を支出してきたものでありますが、同協会の事業そのものが本年度限りで廃止されることとなったものであります。京都府といたしましては伝統産業の後継者育成は極めて大切な課題と考えておりまして、来年度におきましても「京の伝統工芸産地支援事業」などを活用し、京都伝統工芸専門校による人材育成、産地組合や青年会などが行う後継者育成のための研修などの取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

また、「新 京の逸品づくり支援事業」を創設するとともに「伝統産業京の職人さん雇用創出事業」においても、若手後継者などできるだけ多くの職人さんに仕事をさせていただき、若い力を発揮できる環境の整備に努めてまいる考えでございます。

失業・未就職の青年の職業訓練と雇用保険の適用を

国に求めるべき

【新井進】

第2に、失業中の青年の職業訓練を保障する問題です。今の日本では、新卒で就職できなかった青年やフリーターの多くの青年が雇用保険から締め出されています。そのため、職業訓練など、雇用保険で実施されるさまざまな事業から排除されています。ヨーロッパ諸国では、新卒未就職者にも、生活保障が実施され、青年失業者への職業訓練など、特別の対策が取られています。日本でも、新卒で就職できなかつたり、雇用保険に加入していない青年でも、仕事につけない、失業した場合には、生活のための給付や職業訓練を受けられるよう雇用保険法を改善するよう、国に求めるべきだと考えます。いかがですか。

【府民労働部長】 学卒未就職者等に対しましては、府立高等技術専門校や雇用能力開発機構が運営するセンターにおいて職業訓練を行うなど、早期の就職に向けた支援に努めておりますが、学卒未就職者に対する生活保障につきましては、すでに国会におきまして雇用

対策としては困難な旨、答弁されているところでございます。

労働者の権利や制度を学べる相談窓口の設置を

【新井進】

第3に、青年の労働条件の問題です。青年のフリーターや派遣労働など不安定雇用が拡大していることはご承知のとおりです。こうした分野では、先ほども紹介したように労働時間や有給休暇、さらには社会保険など、これまで確立されてきた労働者の暮らしと権利を守るルールが踏みじられています。こうした事態を改善するためにも、国が、現行の「パート労働法」にかえて「アルバイト・パート労働者法」を制定し、賃金・諸手当など労働時間に比例して決める以外は、一般労働者との間で労働条件の違いを作ってはならないことを、明確に定めること。また、不安定な身分の派遣労働者を守るための「派遣労働者保護法」の制定などが必要となっています。

同時に、本府としても、青年の労働条件の問題や社会保険などについての啓発と気軽に相談できる労働相談の窓口を、青年の多く集まる、利用しやすい場所に設けることが必要です。

すでにマスコミでも報道されましたが、東京のディズニーランドで働く青年が、会社が社会保険加入をさぼったために、青年労働者に数万円から数10万円もの保険料支払いが請求される事件が表面化し、憤慨した青年が労働組合などの応援も得て立ち上がって解決しましたが、最初の相談は日本共産党の事務所に持ち込まれたものでした。この他にも、労働条件が悪すぎる、雇用保険がもらえないなど、「おかしい。なんとかならないのか」こう思った青年が、相談を持ち込む先がわからず、NTTの104に問い合わせする、こんなこともおこっています。

また、青年が労働者としての当然の権利や制度を学ぶ場がないということです。学校教育では、受験のための勉強が中心となり、こうした問題が軽視される状況で、私の周りにはいる青年にアンケートを実施したところ、76人中48人が残業手当の割増分を知らない、44人がフリーターでも、一定の条件を満たせば、社会保険や雇用保険に加入できることを知らないなど、多くのことが知らされていない実情です。こうしたことを放置すれば、これまで築かれてきた社会全体の秩序ある労働条件、働くルールが崩壊することにつながりかねません。この際、フリーターや派遣労働者など青年労働者への労働者の権利や暮らしを守る制度についての啓発、労働相談窓口の設置を具体化されてはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

【府民労働部】労働基準行政を所管する国においては是正に取り組まれると伺っておりますので、その動向を注視してまいりたいと存じます。いわゆるフリーターや派遣労働者などに対しましては、職業安定所などにおいて求人情報の提供も含めて各種相談を行っており、さらに京都府におきましても京都テルサに設置している中小企業労働相談所や女性就業サービスセンターに相談員を設置し、きめ細かく相談に応じており、今年度においても約2千件の労働条件などの相談が様々な方から寄せられているところでございます。また、労働条件等に関する各種法制度の周知につきましては、法を所管する京都労働局と連携を図

ると共に、府が発行いたします「労働ニュース」などを通じて普及・啓発に努めておるところでございます。いずれにいたしましてもわが国の将来を担う若者の就業支援につきましては、大変、重要な課題でありますので、京都府雇用促進協議会などにおいて幅広い分野の方々のご意見をご聞きし、また、若者自身の職業観の醸成も重要であるため平成14年度末に開館予定の「私の仕事観」の活用も図りながら若者の適切な職業選択と就職への支援に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

【新井進】

次に、青年が、集まり、さまざまな自主的な活動ができる場を提供する問題についてです。「新青少年プラン中間報告」でも、青少年の自立と社会参加を促進するため、「青少年が自主的に活動できる環境や仕組みを整備していく必要がある」として、「多様な自然体験と環境学習のできる場や機会の充実」「ニーズの変化に対応した施設の運営」「青少年の交流する場や居場所作りを支援します」としています。ところがこの間、京都府も労働セトルメントを廃止し、京都市も、今年度、多くの青少年の自主的な活動の場として活用されてきた「青少年活動センター」を廃止しました。これは、まったくの逆行だといわなければなりません。

京都府ではこれまで、青年会館、青少年山の家、ゼミナールハウスなど青少年の自主的な活動のための施設が設置され、積極的な役割を果たしてきました。しかし、山の家などは、老朽化したところが多く、大規模な改修や改築が必要となってきました。この際、青少年施設について、青年の希望を聞いて、自主的活動の場、芸術創造活動の場としても活用できる施設とするなど、ニーズに合ったものへ計画的な改修、改築を行うべきと考えますが、いかがですか。

【府民労働部長】青少年山の家につきましては、青少年の野外活動、文化創造活動等の振興を図るため、市町村の要望にもとづき設置したところでございます。必要な改修については順次、行っているところでございます。なお青少年のニーズが多様化してきている中で、高齢者も含めた地域の生涯学習施設としての利用がなされており、今後、市町村との役割分担を行いながら有効活用していくことが重要である、地元市町村の要望を踏まえて可能なところから移管してまいりたいと考えております。また、青年会館につきましては府の行政監査において青少年の利用比率が低いことなど空統廃合も含めた見直しを検討するよう要望されております。現在、今後のあり方について検討しているところでございます。青少年施設の運営につきましては、必要な改修をしながら今後とも施設のネットワーク化をはかるとともに、利用者のニーズの変化に対応した運営に努めてまいりたいと考えております。

永住外国人の地方参政権の早期実現へ国に要望すべき

【新井進】

質問の第2は、京都で暮らす永住外国人の問題についてお伺いいたします。

「新京都府総合計画」では「世界とともに歩む地域社会づくり」がかかひげられ、「ともに暮らす外国人が安全・快適にすごせる環境を整えることにより、お互いに尊重しあい、

ともに生き、ともに歩む地域づくりをすすめます」としています。21世紀を迎え、外国人、とりわけ永住外国人の人びとと、ともに力をあわせて、地域づくりを進めていくことは、ますます重要になっていると考えます。

そのためにも解決をしなければならないいくつかの課題について質問いたします。その第1は、永住外国人の地方参政権の問題です。このことについてはすでに、自民党も含めてその必要性を認める議論がされ、わが党も、希望する永住外国人に、選挙権と被選挙権を、ともに保障する法案を提出しているところですが、その解決が、先送りにされています。現在、わが国には60万人を超える永住外国人がおられ、京都府内でも4万6千人の方がおられます。これらの人々は、それぞれの地域で、地域住民として、地域作り、街づくりにかかわり、地方政治と密接な関係を持ち、地方自治体に対して多くの意見や要求を持っておられます。地方政治は、本来、そこに住むすべての住民の参加によってすすめられなければなりません。外国籍であっても、わが国の地方自治体で住民として生活し、納税をはじめとする一定の義務を負っている人々が住民自治の担い手となることは、憲法の保障する地方自治の根本精神とも合致するものです。最高裁も、95年に永住外国人に地方参政権を保障することは「憲法上禁止されているものではない」との判決を下しています。在日韓国人・朝鮮人の人々をはじめ、多くの永住外国人の願いとなっている、地方参政権の保障の早期実現を知事として、国に要望されるよう求めるものですが、いかがですか。知事の見解をお聞かせください。

【知事】 国の立法政策にゆだねられている事柄であり、昨年来、国政において様々な議論がなされているところですので、国民の合意ができる、判断がなされることを期待している次第であります。

【新井進】

次に、在日韓国・朝鮮人の無年金者問題です。対象の方がすでに、75歳以上となられており、1日も早い解決が求められています。すでに京都府も国への要望の中で取り上げられているところですが、この解決の見通しが、いまだどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

同時に、国がなかなか解決をしないもとの、地方自治体でも、無年金者の方に「福祉給付金」などの名目で、給付を行うところが広がってきています。京都府内でも京都市、宇治市、福知山市、舞鶴市で実施しており、府県段階でも、近畿では、滋賀県が月2万円、大阪府も2万円、兵庫県5千円支給など実施しています。お隣の津市に在住される場合であれば、県から2万円、津市から2万円、合わせて4万円が支給されることとなります。この問題の解決のため、引き続き、国に強力に働きかけるとともに、府としても、何らかの助成措置を急いで具体化すべきではありませんか。いかがですか。

【知事】 年金は国民生活を支える社会保障制度の根幹として、国において一元的に運営されているところですので、このため京都府といたしましても、これまでからあらゆる機会を捉えて国に対して何らかの救済措置がとられるよう要望を重ねているところでございます。今後とも引き続きねばり強く要望してまいりたいと存じます。

府職員採用の国籍条項を撤廃すべき

【新井進】

3点目は、府職員採用の国籍条項についてです。すでに、医師や看護婦など、一部の専門職は、撤廃されていますが、一般行政職は依然として、国籍条項が残されています。また、教員についても、採用条件に国籍条項はないものの実際の採用はゼロと言う状況です。全国的に見ても大阪府、高知県、神奈川県など8府県と政令市でも8市が条件付ながら、一般行政職も国籍条項を撤廃しています。すでに自治省も96年に「それぞれの自治体の自主的判断が基本」との見解を明らかにしています。本府としても、改善すべき時期ではありませんか。

以上、永住外国人問題にかかわる3点について、新府総で「世界とともに歩む地域社会づくり」を掲げられた知事として、積極的な答弁を期待し、質問を終わります。

【知事】公権力の行使、または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍が必要であるとされております。この国の解釈は変わっておりません。京都府では学術的、技術的職種を中心に、できるだけ広く国籍要件をはずし、日本国籍を必要としない職種への採用の拡大につとめているところであります。しかし、私がこれまでから申し上げております通り、地方公共団体は単なるサービス機関ではなく、立法権、行政権、一部の司法権をもつ相似作用を行っている、ローカルガバメントでございます。また一般行政職はいろいろな仕事を経験させることにより総合的能力を向上させていくという人事管理制度が必要でございます。この人事管理が制約を受けるという採用は問題が多いと考えます。一般職員については国籍要件をはずすことは適当でないと考えております。

一般行政職員の採用で国籍要件をはずしている府県は、全国で8府県ございますが、その内容は業務従事の制限を伴うものであり、このような制限を付けると任命権者の人事権の行使や職員の能力開発が十分できないという恐れがあり、また、採用した外国籍の職員にとりましても、重要な管理職には就けないという勤務意欲、あるいは意識高揚という点からも問題があると考えております。現に8府県の中で1府県以外は、実質は採用されておられません。しかしながら経済分野を中心にグローバル化が進展し、国家間の壁も低くなるなど、国民国家という国家試験の概念も動いていく可能性もあるところから、今しばらく時間をかりて、これらの動きを見極めてまいりたいと考えております。

●岩田隆夫府議の行った一般質問の概要をご紹介します。

岩田 隆夫議員（日本共産党、中京区選出）

日本共産党の岩田隆夫です。通告に基づき、違法開発・不法投機の防止対策と、ゴミの減量化対策等について、知事ならびに関係理事者に質問します。

違法開発、不法投機を未然に防止する京都府の「条例」、 「要綱」の制定、監視体制の強化を

【岩田隆夫】

まず、違法開発、不法投機についてうかがいます。

ここ数年、府下全域で、違法開発等取締り班の対象となる悪質な開発や不法投機の件数が増加しつづけています。これには、産業廃棄物処理法の改正やリサイクル法の施行、最

終処分場の確保が困難になってきていることなどが背景にあります。さらに、60年代、70年代に建てられた住宅の建て替え時期に入り、大量の建設廃材の処理、処分に多額の費用がかかり、正規の処理をしない裏ルートが横行していること。最終処分場が遠く時間がかかり、費用も高くつく敬遠するなどが、不法投機に走らせる原因ともなっています。また、こうした事態は、全国で問題となっており、どこも増加の一途をたどっています。地方自治体にとって、深刻で重い行政課題となっている産業廃棄物処理をめぐる問題は、大企業の利益擁護のため、産業廃棄物に対する製造者、メーカー責任を棚上げし続けてきた歴代自民党政治に根本原因があります。今回、リサイクル法が制定されても、依然としてメーカー責任が免除され、不完全な法律のまま施行されている現状に見られるように、現政権の環境行政の不十分さに起因しているのです。

本府の問題に戻ります。組織的に継続して不法行為を重ねる業者は、まず最初、林地開発の「届出」から始められるケースが大半を占めています。山間部で業者が所有する林地で、採石、真砂土を採取。売却して儲けた後、行政に対して「建設残土を埋める」と言っ、実際は残土より単価が高い「建設廃材」や「産業廃棄物」を、夜間や、土曜、日曜などに監視の目をくぐり巧みに持ち込み、ばれないように覆土して隠すことが常となっており、府下の取締り対象事例の基本パターンになっています。

こうした悪質な行為を業者が堂々と始め、周辺の住民が問題にし、府当局に通報しても不法な行為を続けるのには、行政指導を尻目に「法に従っている」と言い抜けて「行政指導」の裏をかき2つの「切り札」があります。その第一点が林業と林家を守る立場から、善意の林業者であることを前提につくられている「森林法」の裏をかいて1歳未満の開発なら伐採の「届出」だけで、開発行為が可能となる点を悪用することです。木を切り倒した後は、植林をするでなく、土砂の採取をエスカレートさせ、土木事務所などの「行政指導」も無視して、環境破壊や治山、治水上の問題、ダンプ公害と、お決まりの問題を起こすのです。二点目は、くり返しての「行政指導」を無視して、さんざん土石を取って、売ってもうけた後、「建設残土を埋める」と言う「切り札」で言い逃れて事実上の産廃処分場とするやり口です。

現場の土木事務所と保健所では、この「建設残土」か「産業廃棄物」かをめぐって周辺住民の見解と業者の言い分とが対立した時、業者に建設残土であることを証明させることなく、業者側の言い分を追認してしまうケースが多いのです。

この2つの「法破りの手口」をしっかりと見抜いて、不法・不当な行為のやり得をさせないで、未然に「防止」するための行政指導を適確に行なうための根拠としての「条例」制定が避けられない課題となっているのです。

これは、法の盲点、弱点を知ったうえで、計画的に違法行為を繰り返す業者を相手に口惜しい思いをしている現場の保健所や土木事務所の所長はじめ、担当職員の強い要望であります。そして、こうした悪質な業者が破壊してしまった山林や環境は、元に戻りません。被害住民の苦痛、不安を取り除くうえでも待った無しの課題なのです。

関連する法律に盲点、弱点があるもともでも適確に対応し、「行政指導」に従わせたり、不法行為に厳然と対処した例もあります。田辺保健所、土木事務所と田辺警察署管内でのケースですが、森林法や採石法にもとづく行政指導を受けて操業していた業者が指導に従わ

ず、隣地境界ギリギリまで急峻に土砂を削り取った行為に対し、府に適正な指導を求めてきた住民と一緒に、「指導した通りに安全な面を確保するよう」、回復命令を出し実行させたものや、同一業者が夜間や、休日に産廃を持ち込んで埋め、覆土して監視の目を逃れようとしたのに対し、住民の通報を信頼し、警察立ち会いのもとに重機で掘り返させて、違法をその場で確認させ、すべて撤去させたケースです。これらのケースには、私自身も立ち会いましたが、この業者の場合は、府の「行政指導」に素直に従いましたが、府下、多くの場合は、府の担当職員の立ち入りさえ拒む、口頭や文書による指導も無視して従わない、法的拘束力がない「行政指導」を無視するケースが多いのです。何回か指導票を切る、そして最終的には、改善命令や原状回復命令を出す。そして告発、逮捕と対応がレベルアップしていくことになるわけですが、中には産廃を山のように持ち込んで、居なくなってしまうケースすらあります。このように違法行為を発見し、「行政指導」を行っても従わなかった場合は、原状回復がされることなく、環境が悪化したまま放置されてしまうことになるのです。

昨年、9月定例会で、高橋進議員が指摘した亀岡市の「畑野地区」の場合、「行政指導」をやっても、はじめの段階でのりくらしと逃げて、結果として業者のやり得を許し、山林が危険な状態になったまま何年も放置され、土石流災害が発生し、周辺住民から厳しい指摘を受けて、ようやく毅然とした立場で対応したのですが既に手遅れです。しかも、明らかに建設廃材など産業廃棄物が持ち込まれ、覆土していると思われるのに、保健所も土木事務所も「建設残土だ」と言う業者の言い分を鵜呑みにして表面の覆土部分の土の採取検査だけで、「大丈夫だ」と太鼓判を押して、一件落着にしてしまいました。このため、今日に至っても周辺住民の不安と憤りは何一つ納まっていないこの亀岡のケースと住民の利益を守る立場に立って、適確に毅然とした態度で「行政指導」にあたった田辺のケースとでは、同じ本府の機関でありながら、その対応には天と地の差があります。「行政指導」に従わない業者のやり得を結果的に府行政が追認するようなことになってはならないのです。

このように、「後の祭り」となってしまっただけでは元も子もありません。違法な行為が繰り返されてしまったからの後手の対応や取締りで、取り返しのできない環境破壊や被害が出てからでは遅いのです。府民生活の安全を守るため、違法行為を未然に防止する適確な行政指導を可能とする「条例」と要綱の制定がどうしても必要となっているのです。

そのためには、担当する職員の立ち入り調査と現場へ立ち入った適確な指導が可能となる——立ち入り権限の抜本強化が必要ですし、周辺住民の同意を得ることを開発行為の前提条件とするなど「行政指導」のための前提条件設定も必要です。また、問題となっている「建設残土」であることを業者責任で証明させることや、水源の水質保全、水源涵養林の保全など、開発行為そのものを規制することが可能となる「環境保全条例」の改正と新しい「残土条例」の制定が必要と考えます。また、これらにもとづく「林地開発指導要綱」の制定も必要です。お答えください。1994年にわが党議員団が提案しました、「残土と産廃」に関する「条例」と「要綱」案を是非参考にさせていただきたいと思います。

さらに、事前に行行政指導をおこなっていても、それに従わず不法行為を行ったり、監視の目を避けて夜間や休日に産業廃棄物を持ち込み、覆土して証拠を隠したり、野焼きをする悪質な行為を見破るため監視体制の抜本的強化も、適確な行政指導を行ううえで欠かせ

ない課題です。非常勤の監視員の増員などもふくめ、あわせて検討すべきと考えます。また、新たに増え続けている「建設廃材」の分別と再資源化処理体制が間に合っていない現状を改善し、必要な処理施設の計画的配置と安全な処分場を確保するため、建設業界や産廃処理の業界と情報の交換、支援についての協議も必要と考えます。自然と生活環境、府民の安全を守り不安を解消するため、知事の適確な判断と対応を求めるものです。いかがですか、お聞かせ下さい。

【知事】 不法投機や違法な開発行為などの防止対策については、これまでから厳正な対応に努めてきた。最近、巧妙化、悪質化した不法投機等の事案が後を絶たないことから、森林法、採石法等も含め、府の組織を横断してあらゆる関係法令等を駆使しながら、まず何よりも未然に違法行為を防止することが肝要であって、これまで以上に強力な取り組みが必要だとの思いを深めてきた次第だ。

先日のこの本会議でも申し上げたように、不法投機が行われてしまってからその除去を命令したり、あるいは復帰をさせたり、また代執行をしたり、そういうことをやってやったのでは、経費も、時間も、また住民に対する危険も大変なので、まず、不法投機は絶対にさせない、許さないという強い方針の下に、また起った場合には、直ちに告発等を含め敏速に対応するという方針の下に、現在まであった違法開発対策機動班の活動を強化させるとともに、不法投機等特別対策室を設置し、府警本部に設置される環境犯罪特別捜査隊と一体となって不法行為の防止や、原状回復にむけ、全国にさきがけて強力な取り組みを進めることとしたところ。

あわせて、不法投機撲滅の府民運動を積極的に展開し、府民とともに不法投機を許さない地域作りをめざすこととしている。

監視体制については、警察官OBによる不法投機等監視員を倍増するとともに、夜間監視用カメラを導入し、休日、夜間を含め監視の強化を図ることとしている。

いわゆる建設廃材、コンクリート、アスファルト、木材等の分別・再資源化については、建設資材リサイクル法に基づき、分別解体や再資源化を促進するための指針を示すとともに、建設業界への周知等についても適切に対応したい。

法の弱点、盲点を埋める根拠条例の制定こそ必要

【岩田・再質問】 違法開発、不法投機等の防止対策についてですが、今、知事から答弁がありましたように、今回の予算にも一定のいろいろな処置がされています。人員の配置もされており、一定評価するものですが、9月の定例会で、あの亀岡の畑野のケースを我々は本会議でも問題にしました。そして、その後の9月定例会の委員会の審議や決算審議でも、関係する土木建築部長や企画環境部長、それから機動班を取り仕切る知事公室長に「この教訓は何か」と尋ねたところ、初めの段階でやっぱりきちっとやる必要がある、最初が大事だということをおっしゃいました。私も、そのとおりだと思います。それと同時に、今、知事がおっしゃったように、毅然と対応することが必要だとも思います。

もう一点、大事なことを言われたのは、それも「私個人の意見ですが」というふうに控え目ながらおっしゃいましたが、「現在の法体系ではどうしても行政指導ができない、法

の弱点、盲点がある」ということもおっしゃいました。現場の保健所の職員や所長さん、土木事務所の所員や所長さんは、本当に苦勞されています。行政指導に従わない悪質な業者は、初めから法破りを前提として、こうした違法行為をやるようとしているわけですから、これを取り締まるための森林法の改正や、その他、国に要請していくことは必要であります。同時に、高知県は、既に皆さん御承知のとおり、四万十川の保全のための県条例をつくりました。今後の取り締まりも重要であります。いったん破壊されてしまったら、しまいです。あのモヒカン刈りの一条山のように、森林法に基づいて京都市や京都府が許可したために取り返しのつかない事態になってからでは遅過ぎます。事前に京都府の担当職員が行政指導をきちっとできる根拠条例をつくるのがどうしても必要だと考えます。

この点について改めて知事の答弁を求めたいと思います。

【知事】 現在の法制が、林野は林野、あるいは採石は採石と別れており、非常にやりにくいことは私も感じており、国に対してできるだけそういう問題は横断的な措置ができるよう、今後も努力するよう言っていきたいと思っておりますし、また実際は、例えば10,000㎡の林野開発を5,000㎡にしてみても、イタチゴッコの悪いやつは必ずまたその下を狙ってくるわけで、要はきちっと悪いやつは取り締まる、そして府民全体の監視をして、させないという体制になることが一番だと思っている。今後の地方行政等については、私はゴミ問題は一番大きな課題だと思っているので、よろしくお願ひしたい。

ゴミの減量化にむけ、府としての抜本対策を

【岩田隆夫】

次に、ゴミの減量化対策について質問します。先頃、平成12年度版の本府環境白書が発表されましたが、府民一人当たりのゴミ発生量が増えていること、ゴミ処理量、焼却量が増え続けていることが問題だと述べています。

一人当たりのゴミ発生量は、一日平均1,260グラムと全国平均より多いばかりか、分別による資源化とリサイクル率も全国平均の約12%に比べ、その半分以下の5・3%にとどまっており、残念ながら循環型社会への移行後進県、環境後進県となっています。

本府は、三年前に、今後十年間にゴミ処理量を15%削減するとの積極的なゴミ削減計画を決めています。これにならって京都市も同様に15%削減する目標を発表しました。しかし、その後、府の目標を達成するうえで欠かせない府下の43の市町村が削減目標を決めたと言う話は聞きません。

本府の削減目標発表から三年たったのですが、先ほど述べましたように、ゴミは減るところか、右肩上がりの傾向が続いています。本府自身が削減目標を決めても、減らすのは府下の各自治体と府民、事業者なのですが、この目標をどうして達成するのか、具体的な削減計画が作られていません。削減計画を持たないこの目標はまったくの絵に描いた餅でしかありません。また、廃棄物の中で、大きな位置を占めている産業廃棄物の削減については、繰り返し指摘しているにもかかわらず、いまだに削減目標が欠落したままです。今回発表された「新府総」や数値目標の中にもそれらは抜け落ちていきます。この点でも企業に毅然とした立場で臨まなければ、環境行政の前進はありません。是非改善していただき

たいものです。

減量化と矛盾する「府ゴミ広域化計画」は廃止・撤回を

また、本府が、「府ゴミ処理広域化計画」をそれぞれ関係する住民合意の手続きを経ることなく、また各自自治体の議会の合意を得ることなく一方的に発表し、その実行に踏み込んで一年が経ちました。ところが、わが議員団が指摘していたように、広域化計画は、効果が出るどころか、一番の問題点である「大型の焼却炉にゴミを集中する方式を核にした計画では、ゴミは減るどころか増えることを促進し、ゴミの分別収集強化とゴミ減量化の府方針にも逆行する」と指摘した通りの事態が早くも出ています。いま、丹後の6町では、広域化計画にもとづいて、各自自治体の炉がまだ使えるのに、無理に押し付けられた大型の炉の建設に直面して、数十億円もする莫大な費用負担に難渋しています。峰山町に6町分のゴミをまとめて焼却処理するため、66トンの処理能力に拡大するための炉の新設工事など計画が強引に進められています。これまで使っていた炉を廃止し、解体するのに、新たに数億円もの費用がかかることが判り、各町と議会はその対応で頭を痛めています。しかも、手回しよく既に国の補助金がついているため、年度内に工事を始めなければと、立地する地元住民や各町議会の了解を受ける手続きも、待った無しの押し付けで進められ、当初のもくろみ額より大幅に増えた費用負担に議会も、町民も理解も納得もする間もなく、未解決の問題ばかりが先送りされ、広域合併問題とも絡んで事態は深刻さを増すばかりです。住民の協力がなかったら、何一つ進まないのがゴミ行政なのに、この広域化計画は、住民の頭ごしで作られ、一方的に期限を切ってその実行を迫ったのですから、丹後6町では、住民も、町議会も、たいへんな迷惑と混乱を引き起こしているのです。

さらに問題なのは、この新しい焼却炉ができると、一日の処理能力が66トンあるのに、6町分集めても48トンで足りないのです。そこで、当初のダイオキシン対策のための計画どおりの24時間連続燃焼ができないため、一週7日間のうち、月曜日の朝に火をつけて立ち上げ、5日間だけ燃やして、金曜日の夕方に火を消す間欠運転となるというのです。ダイオキシン対策としても問題が生じるのです。焼却炉を性能どおりに運転する点から見れば、スタートの時からゴミが不足する計画で、将来ゴミが増え続けることを大前提とする広域計画の問題点がクローズアップしました。府の方針と矛盾する計画であることが表面化しているのです。集中焼却炉を引き受けることとなった峰山町の住民の間では、近い将来、ゴミが足りないということで宮津市のゴミまで峰山に持ち込まれるのではないかと疑心暗鬼を生むまですべてになっています。さらに町では、これまで分別収集していたトレーなどプラスチック類の分別を、「何でも燃やせるようになるから」と中止してしまいました。今後はすべて峰山町での集中焼却炉に移行することになる久美浜、網野、大宮、丹後、弥栄の五町でも、住民とともに取り組まなければ一歩も進まない重要課題であるゴミの減量化の促進が、結局、後回しになっています。府も町も正面からこの課題に取り組むどころか、とにかく峰山町に新しい焼却炉を建設し来年度までに稼働させることが最優先の課題となっており、そのために頭と町の予算を使うことに全精力をそそいます。丹後6町では、ゴミ減量化の課題は、担当者の頭からさえも飛んでしまっているのです。まさに、わが議

員団が指摘してきた通り、ゴミの減量化推進、分別化推進に逆行する事態が生じています。丹後の各町に多大な財政負担と住民に不安を強いる結果をもたらしていることについて、府としてどの様に考えておられるのですか。お尋ねします。ゴミ行政はゴミを出す住民と、これを処理する行政が二人三脚で進めるものです。「住民の合意と協力」がゴミ行政推進の大前提です。何十億円もの莫大な住民の税金を使って大きな炉を建設するのではなく、各町にある既存の炉を改良して使うことも含め、住民誰もが納得できる合理的な体制で分別、リサイクルをすすめ、住民と事業者の協力を得て、全体としてゴミ削減が進むようにゴミ行政を転換すべきで、税金を節約する無駄のない計画に今からでも改めるべきだと考えます。そこで改めてお尋ねします。ゴミの減量化、分別再資源化を促進することに矛盾し、住民との協力関係を困難にし、府下自治体のゴミ行政に困難を持ち込んでいる「府ゴミ処理広域化計画」を廃止・撤回すべきと考えます。お聞かせください。また、ゴミ削減目標を絵に書いた餅とせず、実際に削減する「削減計画」の策定と、産業廃棄物の削減目標を策定することについて考えをお聞かせ下さい。

【企画環境部長】 「ゴミ処理広域化計画」についてですが、丹後6町におけるゴミ処理については、6町において話し合いが行われた結果、ダイオキシン類の削減、施設整備費や運営費の節減に効果があることから、焼却施設を峰山町に集約するとともに、新たにリサイクルプラザを建設して、積極的に分別収集の品目の拡大を図り、広域的にゴミの減量化・資源化を推進するものとされたもの。焼却施設の能力は、一日当たり66トだが、これは現在の4施設の処理能力の合計78トを下回るもので、かつ稼働率を考慮した実質的な処理能力では49トに相当するものである。これは、平成10年度のゴミ処理量が、一日51トであるという現状から見ても適正な規模である。

府としては、これまでからゴミ処理の広域化について、市町村等への協力・支援につとめてきたが、さらに広域化等に伴うゴミ焼却施設の解体についても、全国に先駆けて独自の補助制度を創設することとして、今議会に所要の予算措置をお願いしている。

府ゴミ処理広域化計画は、ダイオキシン類の削減などとあわせて、環境負荷の少ないゴミ処理システムの構築をめざして策定したものであり、今後とも市町村等と連携し、この計画を推進する。

また、廃棄物の削減については、府における循環型社会を作り上げてゆくために策定を進めている「循環型社会形成計画」において、産業廃棄物を含む廃棄物全体の削減目標や削減対策等を定めることとしている。

産業廃棄物も含めた明確な削減目標を

【岩田議員、指摘・要望】

ゴミの「削減計画」についてですが、廃棄物処理計画に基づいてというふうにおっしゃいましたけれども、京都市が15%というふうに京都府に合わせて決めました。京都市の場合は自分のところでゴミ処理をやっているわけですから、これは市の後の具体的な削減の方策を見守りたいと思いますが、京都府の場合は15%と掲げても、ゴミを減らすのは市町村であり、事業者であり、府民であるわけですから、やはり、あと7年しかないわけです

から、どうして15%削減するかというきちっとした削減計画と、それを実際遂行するだけの体制づくりが私は必要だというふうに思います。

また、産業廃棄物というのは、これは随分大きなウエートを占めているわけで、本年4月からリサイクル法も施行される段階ですから、ぜひ関係する業界と協議の上、産業廃棄物についても、それぞれの業界・団体で、どのように減らすかということを含め、府民的な削減目標をぜひとも立てていただきたい。このことを強く指摘・要望しておきたいと思います。

●松尾 孝府議の行った一般質問の概要をご紹介します。

松尾 孝（日本共産党、伏見区）2001、3、1

中山間地直接支払い制度は、集落の実態に即した指導・援助を。交付金の使い方は自主性に任せるべき

【松尾 孝】

日本共産党府会議員団の松尾孝でございます。通告にもとづき、3点について知事ならびに関係理事者に質問いたします。

まず中山間地直接支払い制度について伺います。

1月末の農水省の発表では今年度の事業実施は予定面積の6割にとどまり、未実施が対象市町村の2割にもものぼっています。府の状況をお聞きしましたが、当初見込みの80%近く全国平均をかなり上回っています。しかし地域的には南丹、中丹地域が全体の7割を超え、美山などいくつかの町でほとんどの集落が実施している一方、実施を見送った町もあるなど、ずいぶんアンバランスがあります。

もともとこの制度は、条件の悪い中山間地でも農業が続けられるよう所得補償を行ってほしいという、農家や農業団体、関係者の長年の強い要求の中で実現をみたものであります。しかし、これを定めた新農基法では所得補償の考え方は消え、「生産条件の不利を補正」するものとされ、結局、傾斜度によって対象農地を選定し、一定額を交付する制度に後退して実施に移されました。その結果実施に当たってさまざまな問題が生じています。

いくつかの市町をたずね、とりくみ状況をお聞きしましたが、私なりに問題を提起し見解をただしたいと思います。

一つは集落への指導、援助の問題です。この事業は対象となる一団の農地について、集落として維持、活用していく計画をつくるのが前提となります。これを集落協定といいますが、この協定が結べない、したがって事業が実施できないというところがかかり出ているのであります。ある町では対象28集落中14集落が未実施とのことでした。協定がむすべない理由は、この事業は5年間の継続ですから、参加した農家は5年間、協定どおりに対象農地を維持し、耕作しなければなりません。しかし、高齢化の中でその保証がない、もし途中で続けられなくなると事業が打ち切られ、交付金を返さなければならないというのでまとまらない、これが殆どであります。つまり、これから先5年もつかどうかかわからないという、この事業が本当に必要なところで実施できないということになっている

のであります。知事もご承知の、国の「棚田百選」に選ばれた大江町の毛原地区、この地区でいま述べた理由で今年度の事業実施見送られる事態となっているのであります。このような集落にたいする指導援助がこの事業の成否を決するといっても過言ではありません。市町村の仕事ではありますが、府としても集落協定のとりまとめについて、実情にそくした、具体的な指導援助が必要であると考えます。いかがでしょうか。

二つ目に交付金の配分と集落の共同の取組についてです。

この制度の主旨からして、交付金は本来、農家に支払われべきものであります。ところが国は「支払い額の概2分の1以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい」とのガイドラインを市町村に示しております。ガイドラインは参考であり集落が自主的に決めることとされてはいますが、大体このとおりすすんでいるのが実態です。農家からは「話しがちがうじゃないか」と不満の声が出されています。また、共同の取組は大体共通して農道や水路整備、機械の購入・更新、獣害対策、下刈りや草刈りなどです。いずれも必要な事業ですが、本来、国、自治体が行うべきもので、農家、集落に肩代わりさせるのかとの批判も聞かれます。

交付金の使い方については文字通り集落の自主性にまかせるべきであります。みんなでよく考え、納得のいく配分が行われるようにいねいな指導援助が必要です。共同取組については担い手の育成をはじめ、どう生産を上げるのか、収益を高めるのか、価格、流通対策なども含め、前向きな積極的指導、援助を行うべきと考えます。いかがですか、お答えください。

三つ目に減反との関係です。殆どのところで減反がセットにされており、減反未達成で事業にのれないという集落も少なくありません。本来、米の生産調整と直接支払い制度は別個の政策目的にもとづくものであり、農地の保全を目的とするこの制度の対象地域で、農地の潰廃につながるような減反は行うべきではありません。減反とのセットを改め、直接支払い制度が生かされるよう弾力的運用をはかることが必要と考えます。お答えください。

併せて今年の減反についてですが、政府は昨年秋の緊急総合米対策で今年の米の生産量を25万トン減らすことを決め、減反面積を4万7千ヘクタール拡大しました。この緊急拡大に加え、豊作の場合の需給調整として5万ヘクタールの調整水田の配置を決めました。京都府の減反目標面積は緊急拡大298ヘクタールを加え9007ヘクタールとなり、これに調整水田481ヘクタールが割り当てられています。

現在、集落段階で取組がすすめられています。問題は需給調整水田がそのまま上乘せされていることです。調整水田は豊作の場合、「青刈り」というものですから、実際そうならば大変だということで、市町村も農協もはじめてから減反するよう指導しており、農家の間からは強い不満が出ています。これが今年の直接支払制度のとりくみにも影響することが懸念されます。青刈り減反の押し付けはただちに改めるよう指導すべきであります。お答えください。

【農林水産部長】 中山間地域等直接支払いについては、地域の実情に即した取り組みがされており、府としても集落機能の強化や新たな地域農業の仕組みづくりにつながるよう、地方振興局や農業改良普及センターが市町村と一体に、この制度の周知や集落協定づくり

などの指導にあたっている。交付金の使途については、基本的に集落の自主性にまかされており、新規導入作物の試験栽培や農産物加工施設の整備などにも活用できるので、府内外の事例を含め、市町村をつうじて情報提供につとめている。

米の生産調整については、自給バランスの確保が稲作気鋭の安定にとって、きわめて重要であり、秩序ある生産調整の実施にむけ、全国の稲作農家が懸命な努力をしている中で、国において、中山間地域直接支払い制度との整合を必要とされている。

需給調整水田については、豊作により生産調整の効果が減少しないよう、導入された制度であって、府内では生産調整の実績もふまえ、生産者団体で円滑な実施にむけて取り組んでいる。

情報公開条例の改正案、警察の裁量権は限定すべき

【松尾 孝】

次に情報公開条例の改正についておたずねします。

今回の主な改正内容は、①前文に「知る権利」に併せ「説明責務」を明記する、②公安委員会、府警本部長を新たに実施機関に加える、③電磁的記録を公開対象とする、④府民にかぎらず誰でも請求できるようにする、⑤出資法人についても公開努力義務を明記する等の大幅改正で情報公開の拡充をはかるものですが、問題は公安委員会、府警本部長の情報公開について、実施機関の裁量権を認めていることでもあります。

改正案6条は「公文書の公開義務」を定め、同時に8項にわたって例外規定を設けています。一項から6項、及び8項はすべて、「…利益を害するおそれがあるもの」、「支障を及ぼすおそれがあるもの」となっており、例外とする事項は客観的判断にゆだねられています。ところが、7項は「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とされ、公安委員会、警察本部長の一次判断、いわゆる裁量権が認められているのであります。

これは本年4月1日施行となる国の情報公開法の例外規定と全く同じであり、警察庁が条例未制定の各県に、国の法規定どおりにするよう強力に求めている指導に従ったものであることは明白であります。情報公開法の成立は99年5月でした。国民世論の強い要求の前にようやく日の目を見たのですが、多くの問題があり、その一つがこの裁量権問題です。しかも国会審議はあの神奈川県警、新潟県警などの不祥事が表面化し、世論の轟々たる批判が起こる前でした。もし、後であれば、この例外規定はおそらく変わっていたであろう、実施機関の裁量権は消えていたかも知れないと言われているのであります。公安委員会と警察本部長を実施機関に加える今回の改正にあたっては、これらの経緯をふまえ、時代の要請にこたえるものとすべきは当然であります。

この問題につきましては宮城県の情報公開条例制定をめぐる県当局と県警本部の間で、県議会を二分する大論争があり、全国の注目を集めました。宮城県条例は結局、警察情報を刑法などにもとづく捜査関係と予算執行関係の二つに分け、前者については裁量権を認め、後者については前者にかかわるものを除いて他の実施機関情報と同一に扱うこととし、国の法律を一步前進させるものとなりました。

ご承知のとおり全国的な警察の不祥事は政治的大問題となりましたが、その根底に抜き

難い秘密主義があることは多くの識者、マスコミなども指摘しているところであります。警察が国民、府民の信頼をとりもどし、本当に信頼される警察となるためには秘密主義を一掃し、文字通りガラス張りの行政をすすめることが必要ではないでしょうか。情報公開はその保障であります。警察刷新会議の提言も、警察の閉鎖性を危惧し、国民の批判を受け入れにくい体質を除くことを求めながら、情報公開についても「情報を秘匿しようとする体質を改め、情報公開に真剣に取り組むべきである」ときびしく求めているのであります。そしてガイドラインでも、警察情報の原則公開をうたい、捜査情報などの非公開も「手の内を見せない」範囲に限定しているのであります。

そこで伺いますが、改定案、第6条7項の裁量権については、より限定すべきであります。少なくとも宮城県条例の四条件即ち、①暴力団等の取り締まり情報、②刑法犯罪の捜査情報、③情報提供者、被疑者などの情報、④犯罪予防や捜査の方法、技術に関する情報などに限定すべきであります。改正案に「知る権利」に加え、「説明責務」が加えられたことにてらしても当然と考えますが、いかがでしょうか。知事ならびに実施機関となる警察本部長の答弁を求めます。

【知事】 情報公開法で、実施機関の第一次判断を認める規定があるのは、警察活動に関する情報の公開、非公開の判断にあたり犯罪等に関する専門的、技術的な知識を必要とするから。またその適用については刑事法の執行を中心とする分野に限定されている。このため府の情報公開条例案もこの法の主旨や全国的な統一性をふまえた。なお公開、非公開の判断については、裁量が恣意的に認められるというものではなく、その相当性が問われるものであり、実施機関では主旨を十分にふまえた確に対応されると考える。

【警察本部長】 警察行政の効果的、円滑的な運営のためには、府民の理解、協力が必要あり、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請にこたえる観点からも、情報の公開は重要なことと認識している。一方警察業務は犯罪の予防、捜査等に関する情報、個人のプライバシーに関する情報など秘密の保持を強く求められる情報を多く保有していることや、警察行政が各都道府県警察相互間、国家公安委員会、警察庁との緊密な情報交換をおこなっており、全国的な斉一性を保ちながら、行われる必要があるなどの特殊性がある。こうしたことから条項公開法やすでに条例改正を行った宮城県を除く、26都府県においても、犯罪捜査等に関する情報については、実施機関の長の第一次的判断を認める規定がおかれている。警察としては、情報公開法および今回の改正条例案をふまえ、いっそう積極的に各種情報提供につとめるとともに、情報公開制度の的確な運用を行い、府民の安全と安心の確保に問題が生じることはないよう、対応していきたい。

府立医大病院の結核医療縮小計画は撤回すべき

【松尾 孝】

次に、府立医科大学附属病院の結核医療体制の縮小問題について伺います。

去る1月9日、府立医科大学付属病院当局が、府職労医大支部に、附属病院における結核管理体制の見直し計画を提示しました。その内容は、結核病棟の看護婦15名を削減しようとするもので、今後、結核患者の新たな受け入れを中止し、他の疾患で入院中の患者

が結核を併発した場合や、高度の合併症を持つ患者にだけ対応するとしています。これは、事実上の結核病棟の廃止、結核医療からの撤退であります。

各地で集団感染が多発し結核罹患率や新規登録患者が増加に転ずる中で、厚生省は「緊急非常事態宣言」を発し、関係省庁・自治体・関係団体に対して、結核を過去の病気として捉えるのをあらため、再興感染症として位置づけ、各種施策の推進や専門医療体制の整備・充実を要請しました。本府の、「保健医療計画」も、結核の必要病床確保と適正配置、および包括的医療提供体制の整備、結核教育の重要性を明記していますが、今回の計画は、この方針にも反するものといわざるをえません。

これまで、本府は、府立洛東病院の結核病床を廃止し、国も、国立京都病院、国立舞鶴病院、国立療養所宇野病院の病床をあいっいで閉鎖してきました。その他の公的病院や民間病院も、結核許可病床を実際には一般病床として運用をしているため、現在、事実上受け入れ可能な結核病床は275床と、必要病床数517床を大きく下回っている実態です。昨年11月、私立病院協会が実施したアンケート調査では、各施設で、後送病院に大変苦勞している実態が明らかになっています。「京都府内ではほとんど受け入れてくれない」「救急で搬入された患者が、人口呼吸が必要な肺結核と判明し、主要な病院に受け入れを依頼したが、個室がない、管理ができないと拒否された」「人工透析患者が排菌した場合受け入れ施設がない。」「精神病患者で症状が激しい場合、転院が難しい」「非常事態宣言が出されている中で、府も市も民間だけに任せる姿勢に納得がいかない」などのこえが выс されています。

そこで知事に伺います。府は、国の「非常事態宣言」や要請をどう受けとめてきたのでしょうか。紹介しましたアンケートをみても、結核予防医療全般にわたって本府が果たすべき役割は明瞭ではありませんか。ところが、今、医大附属病院でおこっていることは全く逆です。決算委員会で「病棟にゆとりがある限り対応していく」と答弁されましたが、ベッドが空いているにもかかわらず受け入れを拒否し、事実上の廃止計画を進めるというのです。新規の結核患者はもちろん、精神疾患や他疾患の専門治療を必要とする結核併発患者にも対応できるよう、拡充することこそ必要ではありませんか。お答えください。

また、見直し計画では、結核患者を含む感染症患者の治療のため、一般病棟の個室を転用し、感染対応病室として10室を設置をするとしています。しかし専用トイレや浴室が整備される個室は二室しかなく、免疫力が低下した一般患者がいる病棟の各階にこうした部屋が設置されるのは結核の院内二次感染を防ぐ上でも問題があります。結核専用病棟があるのに、なぜ、危険な感染病室を各階に置くのか。もともと、今回の計画は病院の経営優先、府財政健全化を口実にした職員や看護婦の定数削減にあるのではありませんか。このような計画を改め、必要な職員、看護婦の確保はもちろん、専用病棟の活用を図るべきと考えますがいかがですか。お答えください。

さらに、医学教育の問題です。元日本結核病学会の結核教育委員長、現公衆衛生審議会結核予防部会の委員でもある日本医科大学の工藤教授は、今後の結核教育の重要なポイントは、学生・職員に対する意識啓発、医学関係者に情報を提供するしくみの確立、そしてもっとも重用なのは結核を教えられる大学教員を増やすこと、大学附属病院には結核病床を作り、実際に患者に触れる教育を行うこと、と指摘しています。全国に80ある大学医

学部および医科大学のうち、少数の病床も含め結核病床を持つ附属病院は20、近畿では三つしかありません。府立医大病院はその一つです。国に必要な財政措置を要求し、結核教育の重要な役割を果たすべきではないでしょうか。これまでの議会審議の中で、「結核医療のあり方については、京都府医療審議会において審議」されるとしてきましたが、その結果も出ていないうちに、府民にも知らされないまま、なぜ事実上の廃止を強行されるのでしょうか。一昨年12月議会で「結核対策の充実に関する意見書」が採択されたことは知事もご承知のことと思います。議会の意思を尊重し、府民が安心して入院できる体制を整えるとともに結核教育の向上のためにも、「縮小計画」を撤回すべきではありませんか。いかがでしょうか。お答えください。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【総務部長】 結核病棟について。今回の見直しは包括外部監査の指摘も踏まえ、病院経営の改善に留意しながら、高度医療を行う大学病院として総合的な感染対策を展開する中で、重症、合併症の結核患者対策を強化することで府民の医療ニーズに積極的にこたえようとするもの。そのため、現在の結核病棟は引き続き運用して行くが、それとともに重症、合併症の結核患者に対し、それぞれの症状に対応した高度で専門的な治療が行うため、病院に空気調整等ができる個室、いわゆる感染対応病室を10床程度あらたに設置したい。この病室においては、厚生労働省の基準を踏まえ、個室に高性能フィルター付空気清浄機を設置するなど、二次感染防止に万全を期している。府立医大での結核教育も平成11年9月文部省通達をふまえ、教育実施病院として適切に行っており、充実させていく。

【松尾 孝・再質問】

情報公開条例についてですが、刑法にもとづく犯罪捜査などに限ってという主旨の答弁でしたが、これに加えて、その他公共の福祉に反することにならない限りで、本部長の裁量権が認められているということであって、その他で今までよくあることですが、全体がかなり縛られるというようなことがなきにしもあらずだった。この点でやはり情報公開は原則公開という立場から、宮城県なみにせめて明確にすべきだということをおっしゃっています。知事は恣意的な裁量権の行使があってはならない主旨のことをおっしゃいました。また判断には相当性が当然問われるとおっしゃいましたが、条例改正案そのものはなかなかまぎらわしい点もあるので指摘している。運用にあたってはただいまの答弁通り情報公開がきちっと行われる、知る権利に加えて説明責任も果たされるというふうに強く求めておきたい。

附属病院の問題ですが、結核医療体制を強化するという答弁でした。そして結核病棟も運用していくというのですが、それでは15人の看護婦削減計画というのは、ないものだと考えてよろしいのですか。15人も減らして強化することには絶対ならないわけですから、この点は確認をしておきたいと思います。また、感染対応病室を設けると、そしてこういう点でもより強化するとおっしゃられましたが、一般病棟の中にトイレがあるのは2室ということですから、残り8室はそこにいらっしゃる患者のみなさんは、一般病棟の中のトイレ、浴槽などを利用されるわけです。こういう状況で院内二次感染がなしとはならない。どうしてこれで強化などといえるのか。これはすりかえにすぎないんじゃない

いかというふうに思いますので、この点については縮小計画の撤回をしてもらいたいというのを強くもとめます。

【総務部長】 現在の結核病棟については、引き続き運用して行くこととしているが、包括外部監査などの指摘もうけて、法や厚生労働省の基準にのっとり、創意工夫をこらしながら、看護体制の見直しもはかることとしている。感染対応病室については、厚生労働省の基準もふまえて、二次感染を防止するための対策についても、万全を期している。